

# 入札公告

下記のとおり一般競争入札に付す。

1. 競争入札に付する事項  
国土交通省共済組合における法人税等の税務申告に係る税務相談業務及び税務コンサルティング業務
2. 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
  - (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
  - (2) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務履行が確保される者であること。
  - (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
  - (4) 税理士法（昭和26年法律第237号）第18条に基づく登録を受けている者が5名以上在籍しており、いずれの者も税理士法その他諸法令における欠格事由に該当するものではないこと。
  - (5) 共済組合における税務業務の実績があること。
  - (6) 入札説明書及び仕様書の交付を受けた者であること。
3. 契約条項を示す場所  
東京都千代田区霞が関2-1-3 国土交通省共済組合  
（中央合同庁舎第2号館16階 国土交通省大臣官房福利厚生課）  
平成28年3月2日（水）～平成28年3月17日（木）10時00分～17時00分
4. 入札参加申請書等提出期限  
平成28年3月17日（木）17時00分
5. 入札執行日時及び場所  
平成28年3月18日（金）11時00分  
東京都千代田区霞が関2-1-3 国土交通省共済組合  
（中央合同庁舎第2号館16階 国土交通省大臣官房福利厚生課）
6. 入札保証金及び契約保証金  
全額免除する。
7. 入札の無効  
本公告に示した入札参加に必要な資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した場合は無効とする。
8. 入札書の記載金額について  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
9. 契約書作成の要否  
契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

以上公告する。

平成28年 3月 2日

国土交通省共済組合事務執行者  
国土交通省大臣官房福利厚生課長  
川名 茂